

障害者の短時間労働について

～障害者雇用実態調査の分析と短時間労働のニーズ分析～

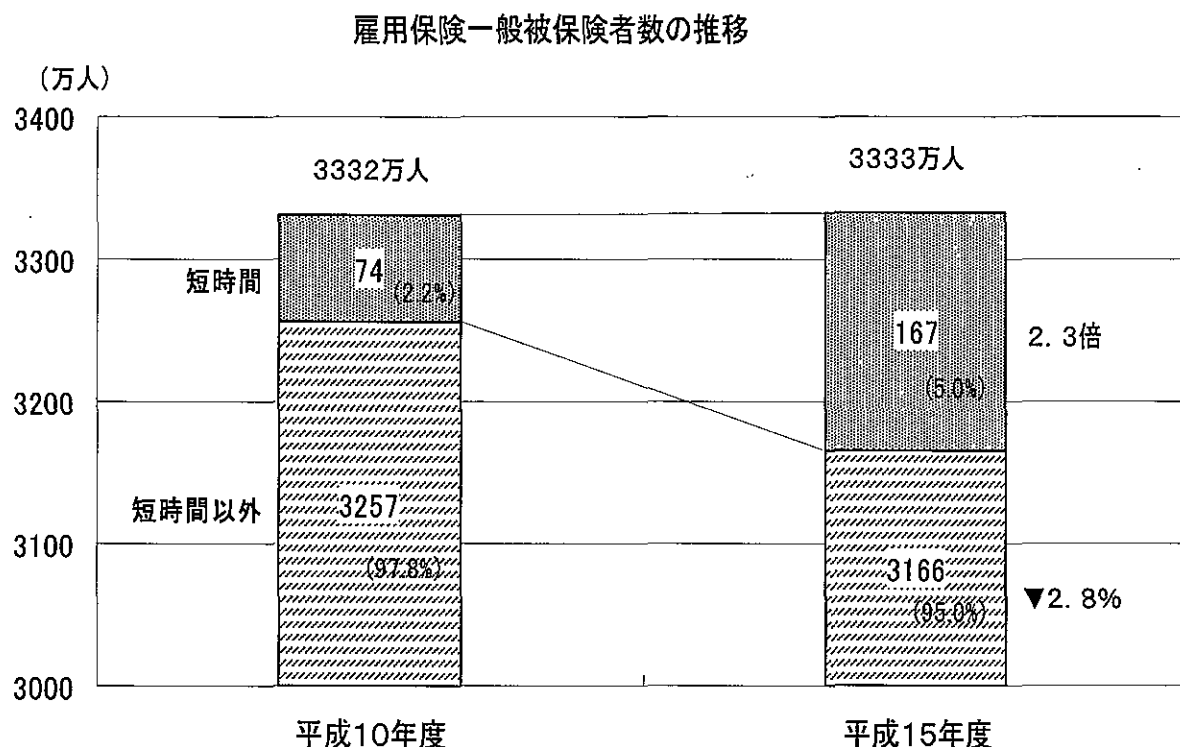
平成 18 年 10 月 16 日

厚生労働省

高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

I 雇用者数の状況

- 雇用保険被保険者数（特例・日雇・高齢を除く。）についてみると、総数が横ばいで推移するなか、短時間労働被保険者以外の被保険者は平成15年度には平成10年度と比べ全体で約91万人減少している一方で短時間労働被保険者については、約93万人（対平成10年度比約2.3倍）の増加となっている。



（厚生労働省職業安定局雇用保険課調べ）

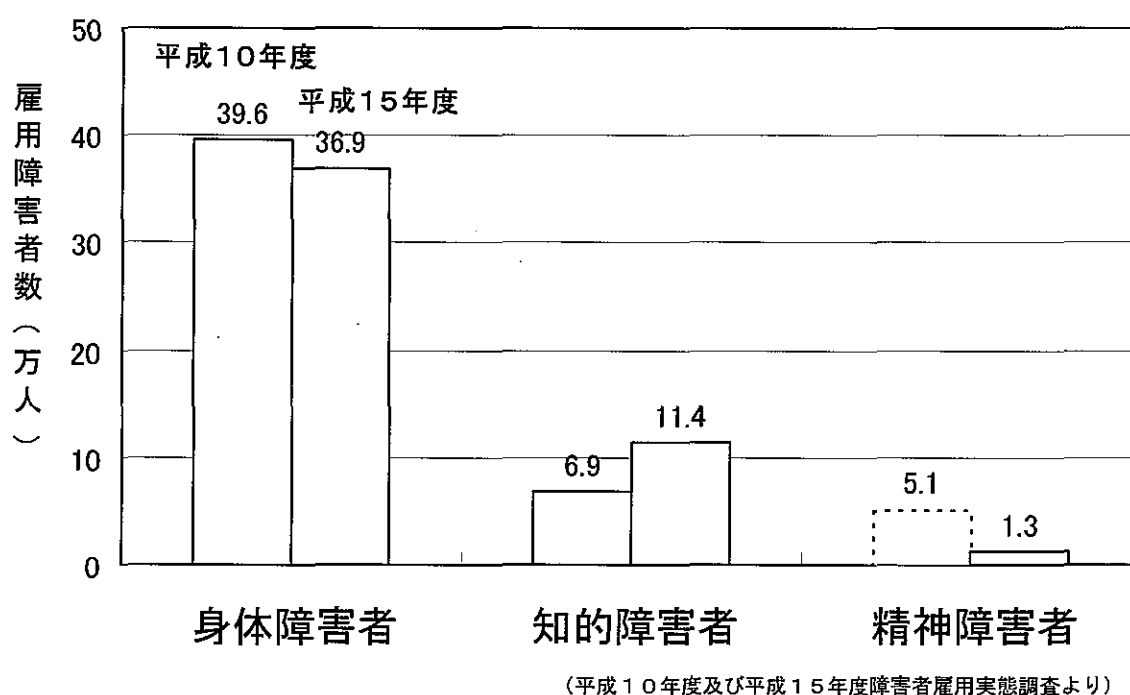
※ 「短時間労働被保険者」とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満であり、かつ一年以上引き続き雇用される見込みがある者をいう。なお、障害者の法定雇用率の算定等の場合に使用する短時間労働者についても同義である。

※ 短時間労働被保険者については、平成13年度より、年収要件（90万円以上）は廃止された。

Ⅱ 障害種別の障害者雇用状況

1. 推移

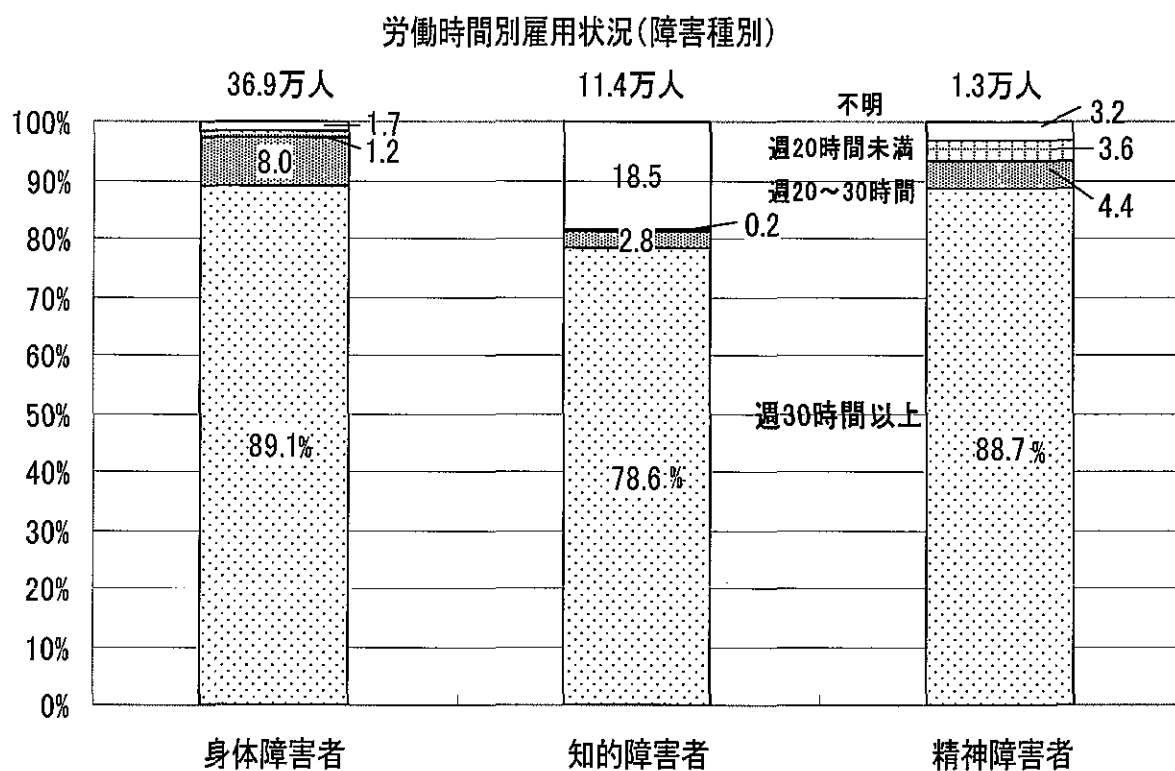
- 障害種別ごとの常用雇用障害者数を平成10年度と平成15年度で比較すると、身体障害者については、やや減少しているものの、知的障害者については、5年間で約4.5万人の増加となっている。



※ 平成10年度及び平成15年度障害者雇用実態調査より作成。なお、精神障害者については、平成15年度調査の際に、調査項目の追加、個人調査の実施等調査方法を変更したことにより、平成15年度調査と平成10年調査の間には連続性はない。

2. 労働時間別にみた状況

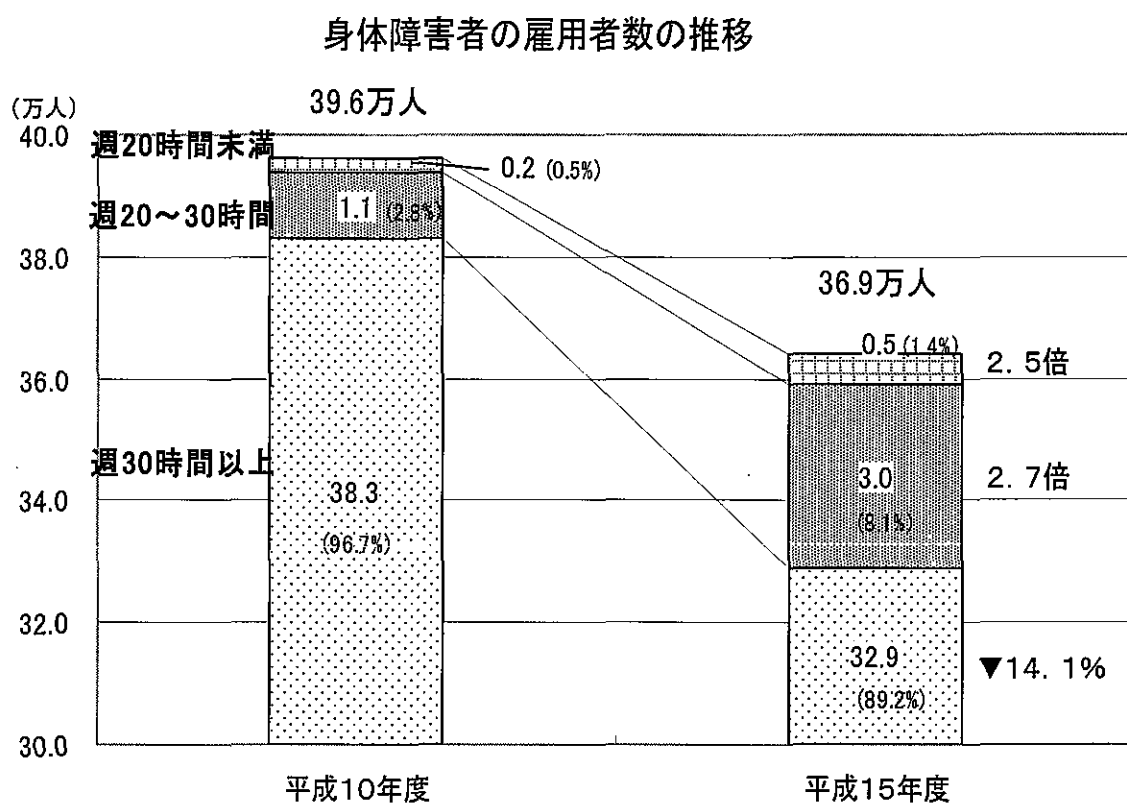
- 労働時間別にみた障害種別障害者雇用状況をみると、全ての障害種別について、週30時間以上の労働時間の割合が最も多く、いずれも4分の3を超えている状況にある。しかしながら、身体障害者については、比較的短時間労働の割合が高いことが分かる。
- 知的障害者については、労働時間が不明な者が他の障害より多い点に留意する必要がある。



(平成15年度障害者雇用実態調査より)

Ⅲ 労働時間別にみた身体障害者雇用状況の推移

- 労働時間別にみた身体障害者雇用状況をみると、全体としては、約2.7万人減少しているものの、週所定労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間身体障害者雇用数は、平成10年度から平成15年度にかけて約1.9万人増加（約2.7倍）している。
- I（1ページ）で示した短時間労働被保険者の伸びが約2.3倍であるのに対し、短時間身体障害者雇用数の伸びは約2.7倍となっていることから、短時間身体障害者雇用数が短時間労働雇用者数の増加を上回るペースで伸びていることがうかがえる。



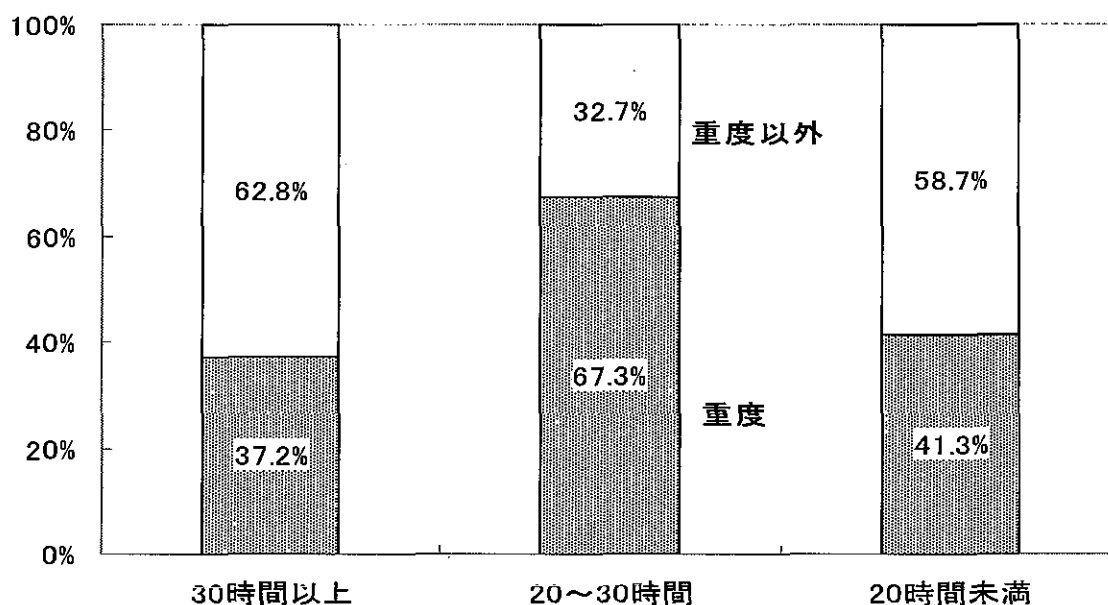
（平成10年度及び平成15年度障害者雇用実態調査より）

※ 平成10年度については、週30時間以上に労働時間が不明の者も含まれる。

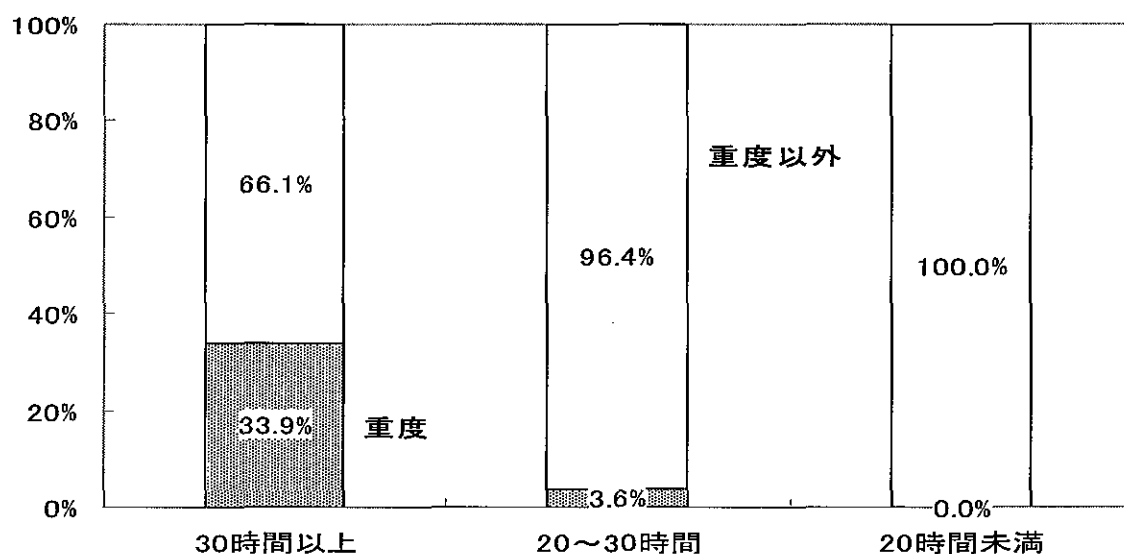
Ⅳ 障害程度別の短時間労働者の状況

- 身体障害者及び知的障害者について、労働時間と障害程度を見ると、身体障害者については、20時間以上30時間未満の区分で重度障害者の割合が3分の2を超えており、他の区分と比較して特に大きくなっている。
- 知的障害者については、いずれの区分においても重度以外の障害者の割合が高いものの、該当区分が不明である障害者数が他の障害と比較して大きいことに留意する必要がある。

<身体障害者の状況>



<知的障害者の状況>



※ 重度及び重度以外の割合は障害者雇用実態調査（平成15年）により算出。ただし、障害程度が不明である障害者については含まれていない。（不明割合：身体障害者（1.7%）知的障害者（18.5%））

V 短時間労働に関する障害者のニーズの分析

1. 短時間労働に関する障害者のニーズ

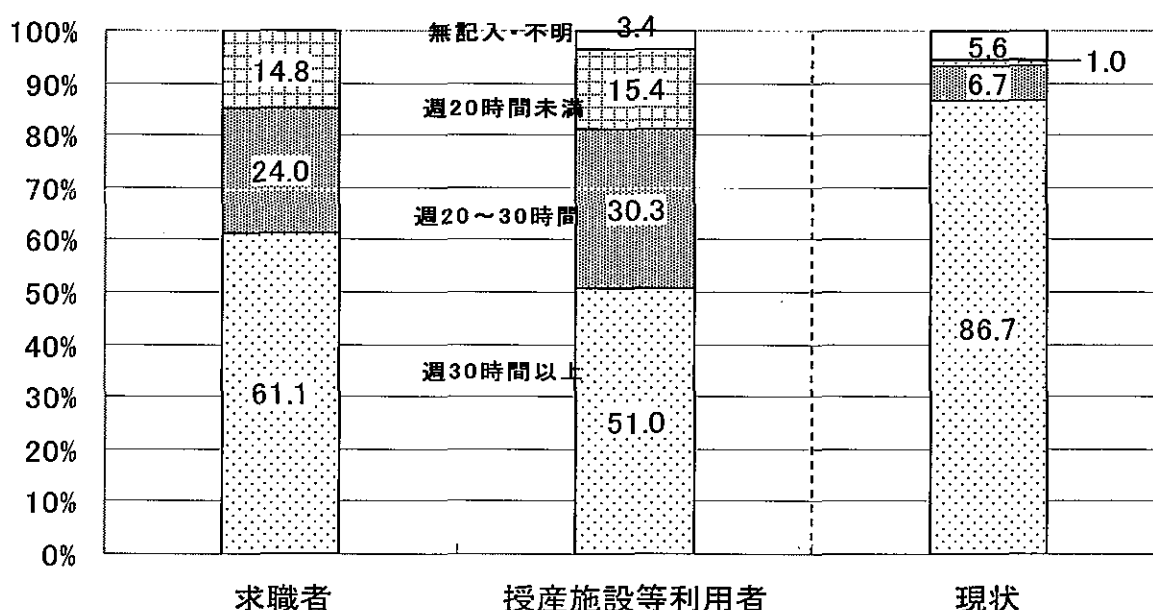
○ 労働時間に関する障害者のニーズをみると、「求職者」については約6割、「授産施設等利用者」については約5割が週30時間以上で勤務することを希望しており、最も多くなっている。

○ 一方、週30時間未満の勤務を希望する者の割合をみると、「求職者」については、38.8%、「授産施設等利用者」については45.7%となっており、週30時間未満の労働時間を希望するものも相当のニーズがあると考えられる。

しかしながら、障害者の労働時間の現状を見ると、週20～30時間の労働時間が6.7%、週20時間未満の労働時間が1.0%となっており、就業の実態は障害者の希望に必ずしもマッチしていない状況にあるとみることができる。

○ 「求職者」に比べ「授産施設等利用者」は、週30時間未満の短時間労働を希望するものの割合が大きくなっている。

障害者の希望する労働時間と実際の労働時間



※ 障害者職業総合センター「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 中間報告書」(2006年3月)より

なお、現状については、平成15年障害者雇用実態調査より

※ 「求職者」とは、全国25カ所の公共職業安定所に訪れた障害をもつ求職者である。また、「授産施設等利用者」とは、全国143施設に入所している障害者である。

障害者職業総合センターのアンケートの有効回答者数については、以下のとおりである。

求職者調査：身体障害者＝371人 知的障害者＝77人 精神障害者＝9人

授産施設等個人調査：身体障害者＝64人 知的障害者＝67人 精神障害者＝9人

2. 障害種別にみた短時間労働に関するニーズ

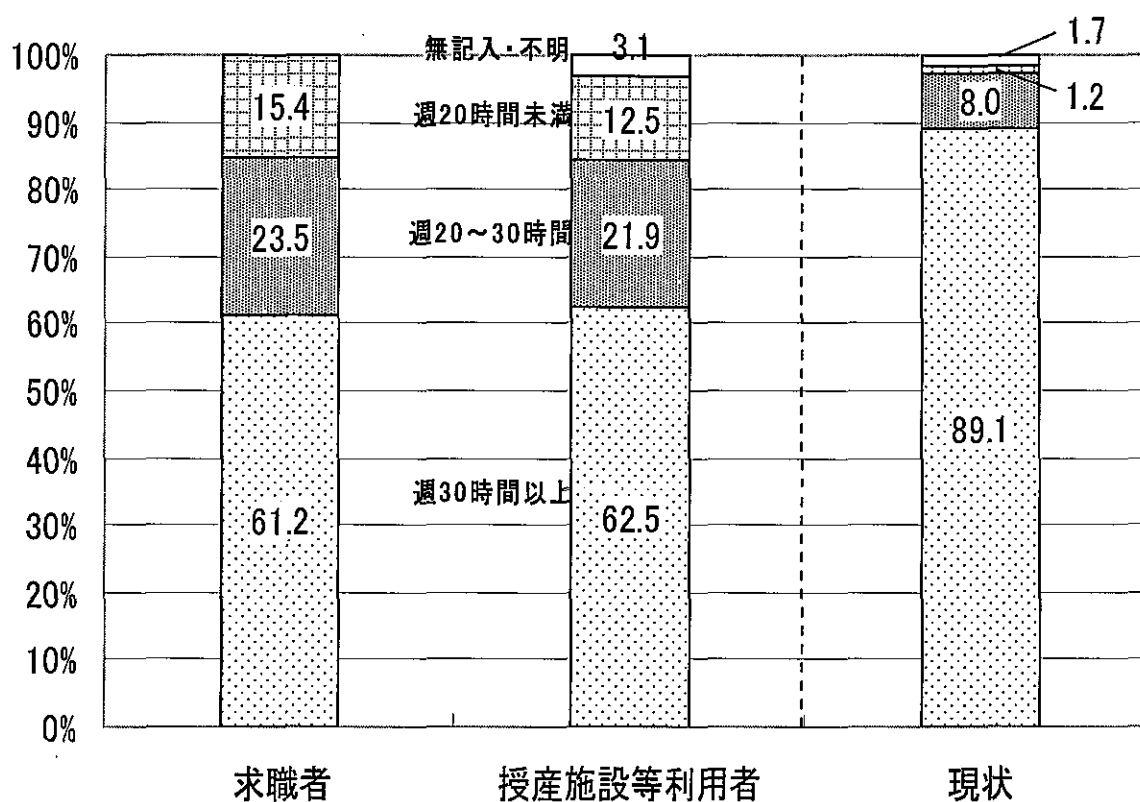
(1) 身体障害者

○ 身体障害者についてみると、「求職者」及び「授産施設等利用者」のいずれにおいても週30時間以上の労働時間を希望するものの割合が最も多い。

○ 一方、週30時間未満の労働時間の希望については、「求職者」については、38.9%、「授産施設等利用者」については34.4%となっている。

しかしながら、現状は週30時間未満の労働時間の割合が1割に満たない状況となっている。

身体障害者の希望する労働時間と実際の労働時間



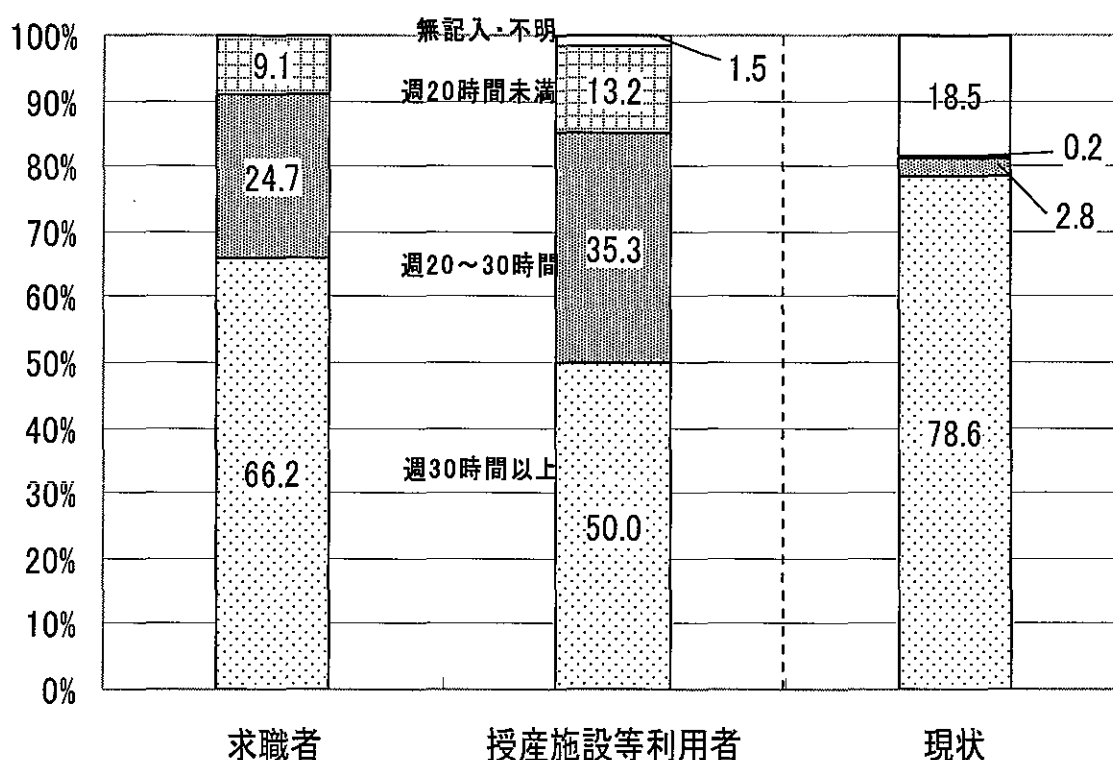
※ 障害者職業総合センター「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 中間報告書」(2006年3月)より

なお、現状については、平成15年障害者雇用実態調査より

(2) 知的障害者

- 知的障害者についてみると、「求職者」及び「授産施設等利用者」のいずれにおいても週30時間以上の労働時間を希望するものの割合が最も多い。
- 一方、週30時間未満の労働時間の希望については、「求職者」については、33.8%であるが、「授産施設等利用者」については48.5%となっており、週30時間未満の短時間の労働時間を希望するものの割合が大きくなっている。
 しかしながら、現状は週30時間未満の労働時間の割合は3%と大変少なくなっている。

知的障害者の希望する労働時間と実際の労働時間

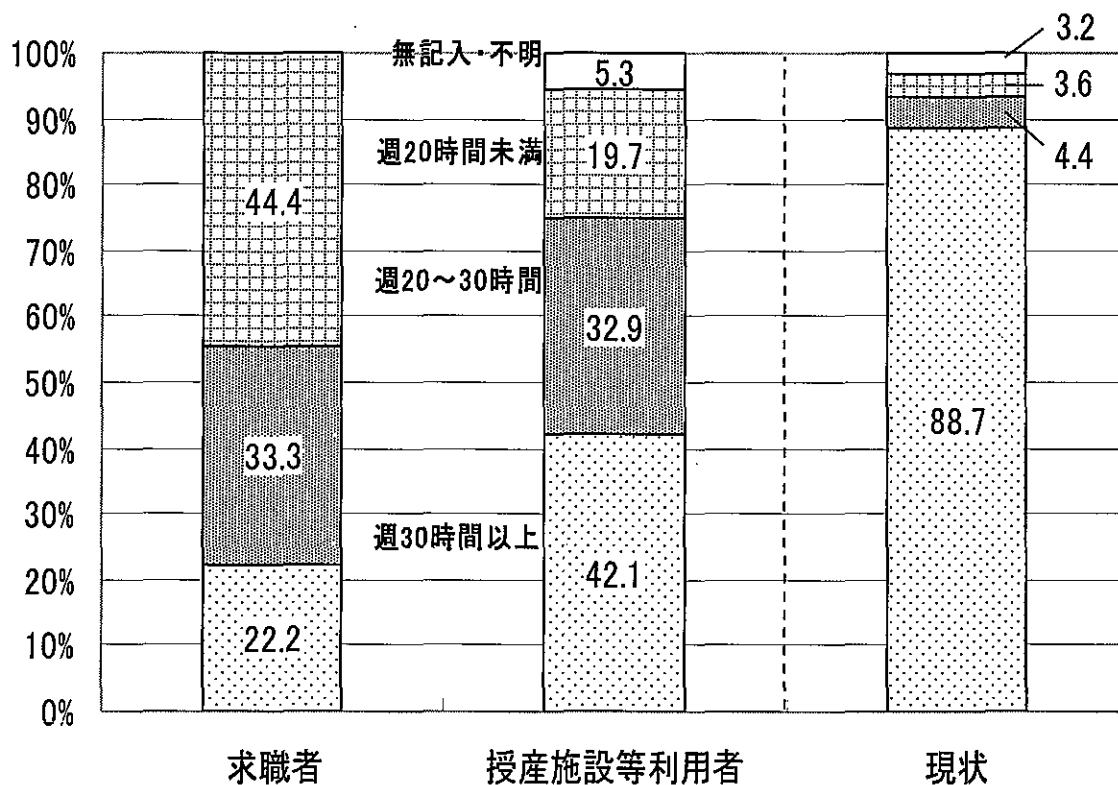


※ 障害者職業総合センター「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 中間報告書」(2006年3月)より
 なお、現状については、平成15年障害者雇用実態調査より

(3) 精神障害者

- 精神障害者についてみると、「求職者」については週20時間未満の労働時間を希望するものの割合が44.4%で最も多くなっており、「授産施設等利用者」については週20～30時間の労働時間を希望するものが32.9%となっている。

精神障害者の希望する労働時間と実際の労働時間

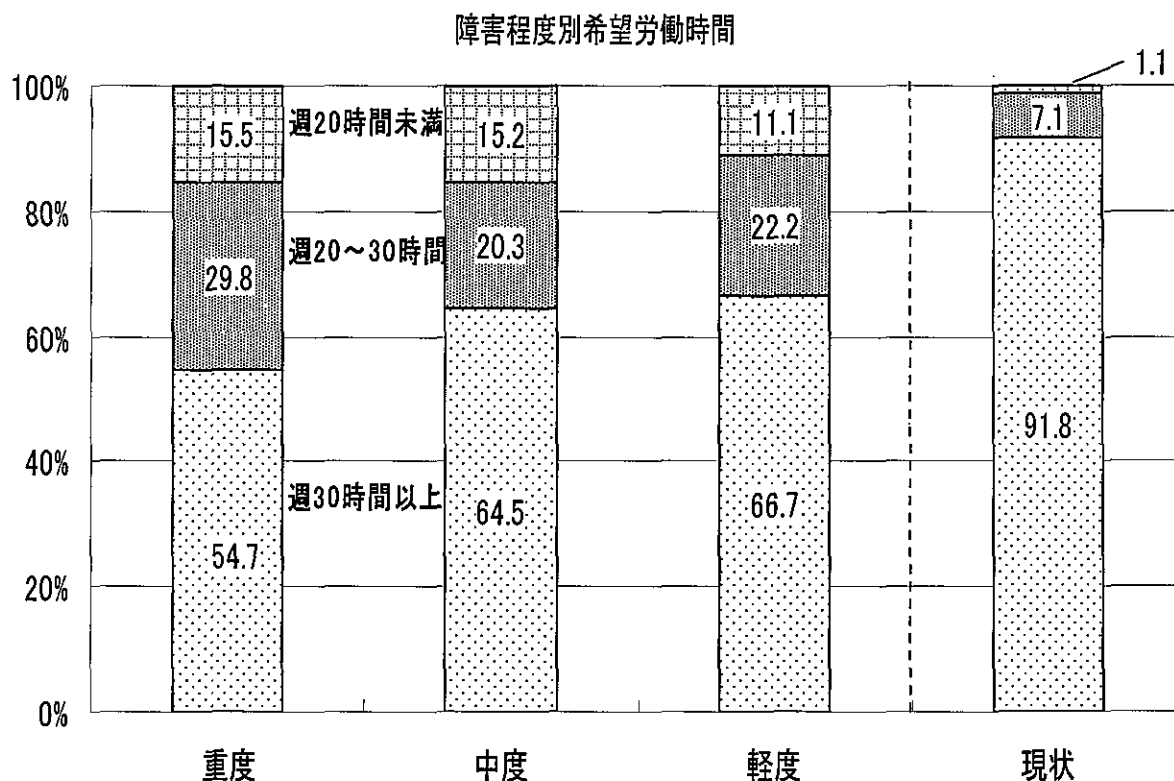


※ 障害者職業総合センター「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 中間報告書」(2006年3月)より

なお、現状については、平成15年障害者雇用実態調査より

3. 障害程度別にみた「求職者」の短時間労働に関するニーズ

- 「求職者」の希望する労働時間を障害程度別にみると、障害程度が重くなるほど、短時間の勤務を希望する者の割合が高くなっている。重度障害者については、短時間労働を希望する者が45.3%となっている。また、中度については、35.5%、軽度についても33.3%が短時間労働を希望している。



※ 障害者職業総合センター「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 中間報告書」（2006年3月）より
 なお、現状については、平成15年障害者雇用実態調査より

※ 障害程度の区分については以下のとおりである。

身体障害：重度（1・2級） 中度（3・4級） 軽度（5・6・7級）

知的障害：重度（1・2度） 中度（3度） 軽度（4度）

（程度区分は東京都の例。なお、療育手帳に記載される障害程度は各自治体により異なる。）

精神障害：重度（1級） 中度（2級） 軽度（3級）

労働者派遣事業における障害者雇用状況に 関するアンケート調査結果

平成19年1月25日

厚生労働省

高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

目 次

第 1 章 労働者派遣事業における障害者の雇用状況に関する アンケート調査の概要	2
第 2 章 派遣元事業主調査の結果について.....	3
第 3 章 派遣先調査の結果について.....	17
第 4 章 障害者である派遣労働者調査の結果について.....	26
第 5 章 3 調査の比較.....	33
参考 1 労働者派遣事業における障害者雇用状況に関する アンケート調査結果.....	37
参考 2 労働者派遣事業における障害者雇用状況に関するアンケー ト調査調査票.....	63

第1章 労働者派遣事業における障害者雇用状況に関するアン

ケート調査の概要

1 調査の目的

「労働者派遣事業における障害者雇用状況に関するアンケート調査」は、労働者派遣事業における障害者雇用の現状を把握するため、労働者派遣を行う事業主（派遣元事業主）、派遣労働者を受け入れている事業主（派遣先）及び派遣労働者として働いている障害者に対して実施するものである。

2 調査の対象及び方法

派遣元事業主調査の対象は、毎年行っている障害者雇用状況報告の対象となっている事業主であって事業の種類を「その他の事業サービス業」と答えた事業主のうち、一般労働者派遣事業の許可を受けている又は特定労働者派遣事業の届出を行っている事業主である。

派遣元事業主調査は、該当する事業主に対して、厚生労働省より調査票を郵送し、同封の返信用封筒に回答用紙を封入して返送するという方法をとった。送付部数は、1,465部である。

派遣先調査は、派遣元事業主を通じて派遣先2社に調査票を送付し、直接返信してもらう方法を取った（送付部数 $1,465 \text{ 部} \times 2 = 2,930 \text{ 部}$ ）。また、障害者である派遣労働者については、派遣元事業主を通じて障害者である派遣労働者2名に調査票を配付し、直接返信してもらう方法を取った（送付部数 $1,465 \text{ 部} \times 2 = 2,930 \text{ 部}$ ）。

3 調査期間

調査の実施期間は、平成18年11月下旬から12月下旬までの約1ヶ月間である。また、調査時点は、原則として回答する時点での状況である。ただし、障害者の雇用状況等については、回答者の負担の軽減のため、障害者雇用状況報告と同時点の平成18年6月1日時点の状況について回答を求めた。

4 回収状況

派遣元事業主調査の有効回答数は、553であり、回収率は37.7%であった。

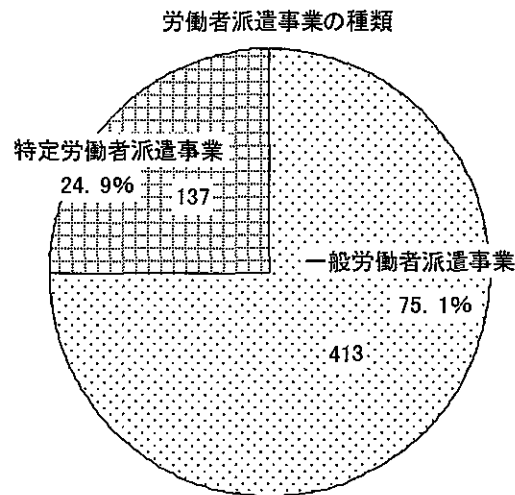
派遣先調査、障害者である派遣労働者調査の有効回答数は、それぞれ266、124であった。

第2章 派遣元事業主調査の結果について

1 企業概要及び労働者数の現状

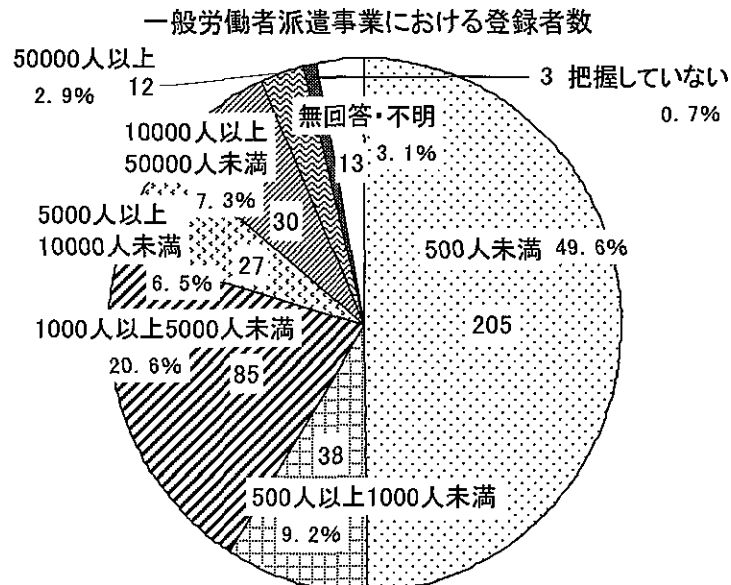
(1) 労働者派遣事業の種類

回答事業主は、一般労働者派遣事業の許可を受けている事業主が75.1% (413社)、特定労働者派遣事業の届出を行っている事業主が24.9% (137社) となっている。



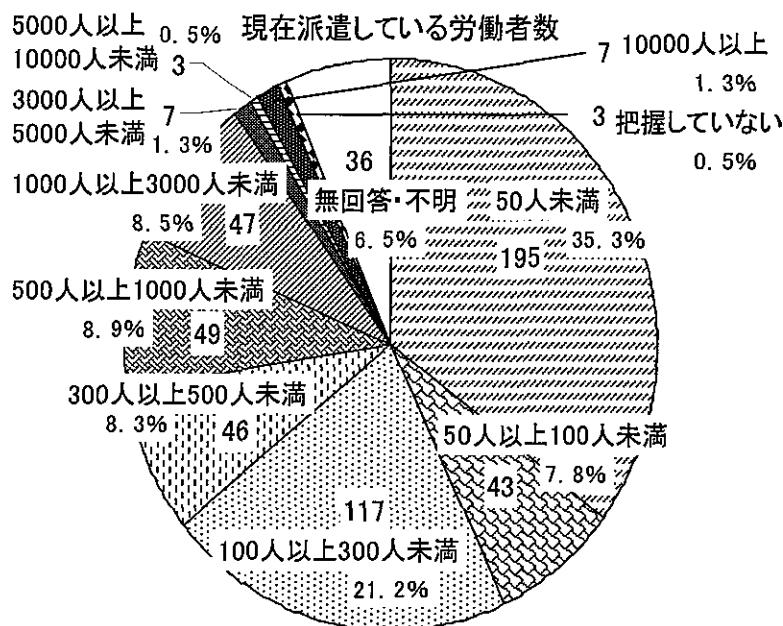
(2) 一般労働者派遣事業における登録者数の状況

一般労働者派遣事業の許可を受けていると回答した事業主における派遣労働者の登録数については、「500人未満」と回答した事業主が49.6% (205) と最も多く、次いで「1000人以上5000人未満」が20.6% (85) となっている。



(3) 労働者派遣事業の実施状況

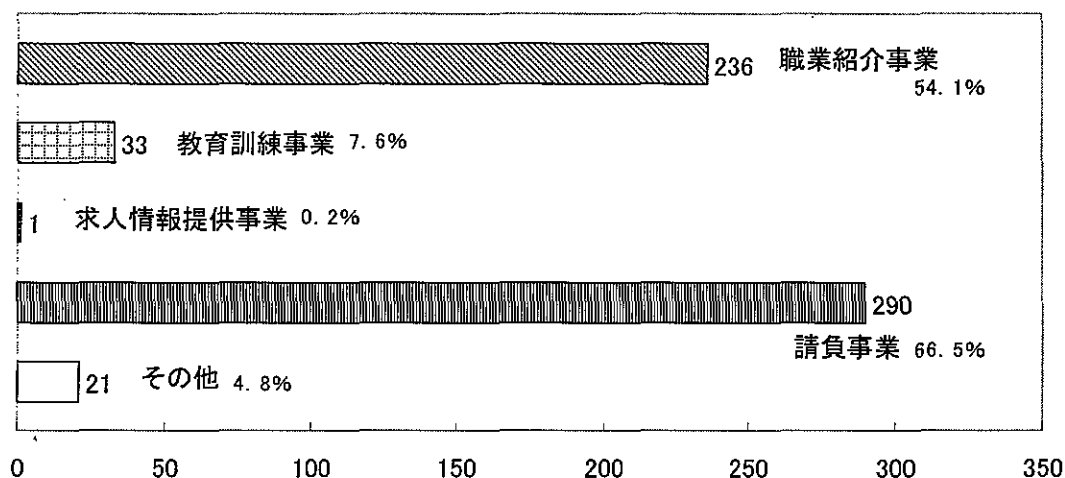
事業主の労働者派遣事業の実施状況については、現在派遣している労働者数が「50 人未満」の事業主が 35. 3% (195) と最も多く、次いで「100 人以上 300 人未満」が 21. 2% (117) となっている。



(4) 労働者派遣事業以外の事業の有無

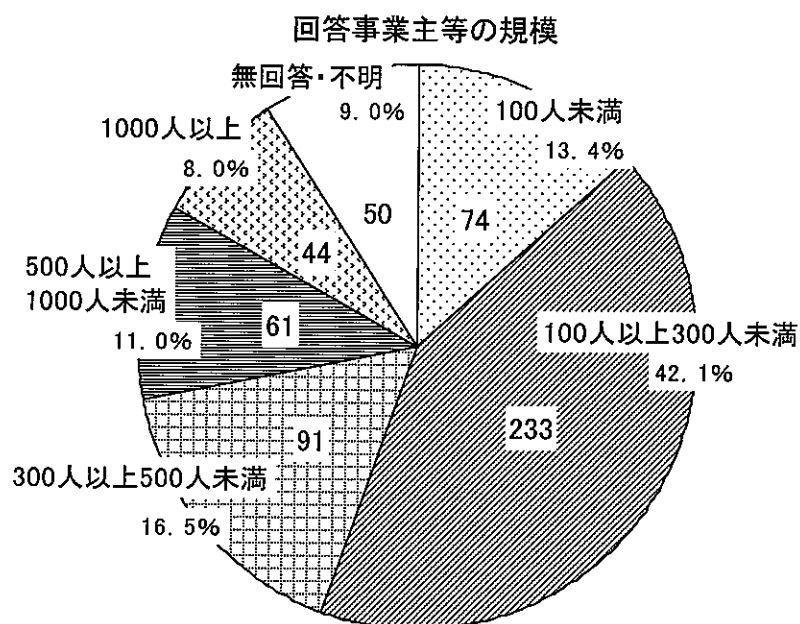
労働者派遣事業以外の事業の有無については、117 の事業主が労働派遣事業以外の事業はなしと答え、残りの 436 事業主は労働者派遣事業以外の事業を行っている。労働者派遣事業以外に行っている事業の種類（複数回答）については、「請負事業」が 66. 5% (290) と最も多く、次いで、「職業紹介事業」が 54. 1% (236) となっている。

労働者派遣事業以外の事業



(5) 回答事業主等の規模及び障害者雇用状況

回答した事業主の規模については、「100 人以上 300 人未満」の規模の事業主が 42. 1% (233) と最も多く、「300 人以上 500 人未満」が 16. 5% (91)、「100 人未満」が 13. 4% (74) と続いている。



回答した事業主の実雇用率は、0. 5%未満の事業主が 43. 8% (242) と最も多くなっており、法定雇用率の 1. 8%を達成している企業は 22. 8% (126) である。平成 18 年度の「障害者雇用状況報告」における全体の達成企業割合が 43. 4%であることを踏まえると著しく低い水準である。

